

【最低賃金額の大幅引上げ】

今年の最低賃金額が発表されました。また今年7月1日からは最低賃金法も改正されました。改正内容のまとめは以下のとおり。

1. 域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性に配慮すること
2. 地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられる
3. 産業別最低賃金について、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用される
4. 「障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外」が廃止され、最低賃金の減額特例が新設される
5. 派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用される

特に今年は生活保護費との整合性配慮が重要視され、全国的に例年以上の上げ幅となりました。

最低賃金は地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類があります。見方はまず地域別最低賃金を都道府県内で働くすべての労働者に適用し、そのうち産業別最低賃金に記載される業種に就く者には、高い方の最低賃金が適用されます。また産業別最低賃金も地域によって額が変わります。ご確認下さい。

★最低賃金一覧表

地域別最低賃金(円)		大阪府の産業別最低賃金(円)	
都道府県内のすべての労働者とその使用者に対して適用される		地域別最低賃金より水準の高い最低賃金を定めることが必要とされる業種に就く者について適用される	
大阪(10/18)	748	塗料製造業(10/31)	840
兵庫(10/22)	712	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業(11/30)	802
京都(10/25)	717	一般機械器具製造業、暖房装置・配管工事用付属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業(10/31)	824
奈良(10/25)	678	自動車・同附属品製造業(11/30)	820
滋賀(10/18)	691	自動車小売業(11/30)	808
福岡(10/5)	675	鉄鋼業(11/30)	837
愛知(10/24)	731	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業(11/30)	795
東京(10/19)	766	各種商品小売業(11/30)	765

※()内の日付は新最低賃金額の発効日